

「学校いじめ防止基本の方針」

桐生市立梅田南小学校

平成26年3月策定

平成29年5月改正

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

【いじめの未然防止】

本校の全ての児童が、安心して学校生活を送ることができ、授業や行事などに主体的に参加、活躍できる学校作りを進めていくこと、また、あたたかで協力的な地域性を十分に生かす学校環境を継続していくことで、いじめの未然防止につながると考える。

【いじめの早期発見】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もある。ほんのわずかな兆候も、いじめではないだろうかと疑いを持つことが早期発見につながると考える。また、日頃から積極的に児童と教師が関わりを持つことで、児童が安心して相談しやすい環境を作っていくことも、大切である。

【いじめの早期解消】

いじめが発見された場合、直ちにいじめを受けた児童と、いじめ行為を知っている児童の安全を確保し、事情を確認した上で適切に対応する。その際は組織で対応することが大切である。また、家庭への連絡や必要に応じて関係機関と連携をとることも早期解消につながると思う。

2 いじめ防止等のための組織（いじめ防止等対策委員会）

（1）委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー

（2）活動の概要

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証。
- ・教職員の共通理解と意識啓発。
- ・児童理解や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・個別面談や相談の受け入れ及びその集約。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報等の集約。
- ・発見されたいじめ事案への対応。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

本校独自の行事や活動として、以下の取り組みを実施することにより、いじめが起こりにくい学校風土を培う。

いじめ防止集会、アンケート、あいさつ運動、人権集会、全校遊び、たてわり遊び、特技集会など。

(2) いじめの早期発見のための取組

定期的にアンケートを行うことと、小規模校の利点を生かし、全職員で全児童の指導にあたる。教師はできるだけ児童に寄り添い、児童理解に努め、情報を共有し指導に生かすことを基本とする。例えば、職員室において担任と専科担当や教育活動支援員、教育相談員、養護教諭、事務職員等との間で児童に係る情報交換が随時行えるようにするとともに、授業中における生徒指導を常に念頭に置きながら指導に当たる。さらに、相談室前に設置した専用のポスト（相談依頼）も有効に利用し、素早く情報収集にあたる。なお、今年度は、養護教諭が新規採用者であることもふまえ、心身の不調や怪我等で保健室を訪れた児童について、養護教諭はその治療だけでなく、そのような状況になった経緯を聞き取り、いじめにつながる状況と疑われる場合は、管理職と担任に伝えるようにする。

(3) いじめの早期解消のための取組

ただちにいじめを受けた児童と、いじめ行為を知っている児童の安全を確保するとともに、事実関係を詳細に聞き取る。その際は、生徒指導主任を中心に組織的に対応する。また、いじめの被害・加害両家庭に対して、迅速かつ誠意をもって事実委関係を伝えるとともに、いじめの早期解消に向けた学校としての指導方針を伝え、家庭の協力を仰ぐ。また、必要に応じて、関係機関と連携を図る。

(4) 重大事態発生時の対応

ただちに上記「いじめ防止等対策委員会」を立ち上げ、児童から聞き取った事実関係を集約・共有し、学校としての指導方針を打ち出すとともに、桐生市教育委員会へ報告する。その後、いじめの被害・加害両家庭に対して迅速かつ誠意をもって調査内容の事実を伝えるとともに、いじめ解消に向けた学校としての指導方針を伝え、保護者の理解・協力を仰ぐ。また、必要に応じ、桐生市教育委員会や児童相談所、警察、PTA、民生委員等とも連携を図る。

①被害児童の保護

- ・複数の教職員による保護
- ・スクールカウンセラーによるケア
- ・スクールソーシャルワーカー等の活用及び家庭状況の把握
- ・適応指導教室への通級及び別室登校等の実施

②加害児童への対応

- ・別室指導への検討
- ・警察への相談、通報
- ・懲戒や出席停止
- ・加害児童とその保護者に対するケア

③教育委員会、関係機関との連携

- ・教育委員会への報告と連携
- ・児童相談所等福祉機関や医療機関との連携
- ・群馬県こころの緊急支援チーム（CRP）の活用
- ・群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会の活用

④保護者、地域との連携

- ・いじめ対策緊急保護者会の開催
- ・PTAとの連携
- ・民生委員、児童委員等との連携

4 関係機関との連携

教育委員会、児童相談所、警察、地域団体、他校、各種相談機関等と、必要に応じて連携をとる。窓口は管理職とする。

5 保護者との連携

【日常的な連携】

日頃から通信や保護者会、保護者参加行事等で、いじめ問題に関する学校の認識や方針などを周知し、協力と情報提供を依頼する。

【いじめられている児童の保護者との連携】

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からも児童の様子等について情報提供を受ける。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

【いじめている児童の保護者との連携】

- 事情聴取後、児童を送り届け、家庭訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。

- 相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらおう。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 事実を認めなかったり、否定したり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

6 評価の実施

第三者、専門家等の意見を聞きながら、客観的にいじめ防止のための取り組みに対する評価を行い、随時改善に努める。